



神戸再生フォーラム

# 第12回総会議案書

◎日時：2012年9月16日（日）午後1時～2時

◎会場：神戸市医師会館市民ホール（3階）

*2013年10月、神戸は変わる。  
さらば64年にわたる助役市長  
つくろう、市民の市長を。*

神戸再生フォーラム

650-0027 神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201号室

電話&ファクス：078-371-4595

Eメール：[k-saisei@coral.plala.or.jp](mailto:k-saisei@coral.plala.or.jp)

公式サイト：<http://www.rekobe.net/>

公式ブログ：<http://blog.livedoor.jp/rekobe/>

郵便振替：神戸再生／00910-8-26480

# 目 次

タイムスケジュール／4

## I. 東日本大震災と神戸市民

－東日本大震災が神戸市民にもたらしたもの－・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1. NPO・企業・業者をはじめとする市民の支援活動／5

2. 東日本大震災は、阪神・淡路大震災の教訓をどれだけ生かしているか／5

(1) 復興と人権／5

(2) 住まい・まちづくり／6

3. 東日本大震災を踏まえ、社会はどういう方向に進むべきか／6

(1) 真の震災復興は、富の再分配の仕組みづくりから／6

(2) 脱原発社会の実現に向けて／7

(3) 「高度経済成長志向型経済」政策からの脱皮／8

(4) グローバリズム経済の浸透や経済社会システムの変化から市民生活を守る／8

## II. 神戸市政の現状と課題、市民の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

1. 阪神・淡路大震災後に唱えられた「創造的復興」はどうなったのか／10

(1) 上海・長江交易促進プロジェクトの終焉／10

(2) 神戸空港の現状と問題点／10

(3) 医療産業都市の現状と問題点／11

(4) 新長田駅南地区復興再開発の現状と問題点／11

(5) 「借上公営住宅」からの追い出し問題／12

2. 市民の暮らし／13

(1) 神戸市政と中小企業／13

(2) 市民の暮らしはどのように変化したのか／14

(3) 中小企業・業者の暮らしを守るために／15

(4) 放射能と市民生活／16

3. 市民の健康・福祉、まちづくり／16

(1) 神戸市立医療センター中央市民病院の移転／16

(2) 兵庫県立こども病院のポートアイランドへの移転計画／16

(3) 中央市民病院跡地利用／17

(4) 国民健康保険制度の改変に見合った救済策を／17

(5) 兵庫県が開発した明舞団地の地域再生計画にも責任を果たせ／18

4. 外郭団体の破綻の表面化と疑問視される処理方法／18	
(1) 海上アクセス（神戸空港関連）／18	
(2) 舞子ビラ／19	
(3) 神戸市住宅供給公社／19	
(4) 外郭団体への派遣補助金訴訟（神戸市の債権放棄）の現状／19	
5. 神戸市議会／20	
Ⅲ. 2013年神戸市長選挙に向けての基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
－「神戸は変わる。」「神戸を変える。」の一点で協働を－／21	
Ⅳ. 2012年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
Ⅴ. 2011年度会計報告並びに2011年度会計監査報告・・・・・・・・・・	24
Ⅵ. 2012年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
Ⅶ. 2012年度役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
【資料1】神戸再生フォーラム会則／28	
【資料2】神戸再生規約／30	

**「神戸を変える。」まで、**  
**震災復興は終わらない。**  
**つくろう、市民の市長を。**

## タイムスケジュール

### ■神戸再生フォーラム第12回総会■ ※25人（読売・1人）

- 1時 : 開会 ⇒出口 俊一
- 1時02分 : 開会あいさつ⇒村井 雅清
- 1時05分 : 議案の報告 ⇒高田 富三、河村宗治郎
- 1時27分 : 質疑・討論
- 1時48分 : 採択
- 1時50分 : 新役員の紹介⇒代表・事務局、自己紹介
- 1時55分 : 閉会あいさつ⇒村井 雅清
- 2時 : 閉会

—休憩、会場整理—

### ■第11回神戸市政フォーラム■ ※32人（読売・1人、神戸・2人、朝日・1人）

- 2時30分 : 開会 ⇒出口 俊一（神戸再生フォーラム事務局次長／司会）
- 2時32分 : 開会あいさつ⇒中島 淳（神戸再生フォーラム代表）
- 2時35分 : 発表者 ⇒高田 富三（神戸再生フォーラム事務局長）  
～3時15分
- 3時15分 : コメント ⇒松本 誠（市民まちづくり研究所所長）  
～3時55分

—休憩—

- 4時5分 : 質疑・応答  
～5時10分
- 5時10分 : 閉会あいさつ⇒柴田富士子
- 5時20分 : 後片付け終了

—移動—

- 5時30分 : 懇親会（源吉）※ 12人

## I. 東日本大震災と神戸市民

—東日本大震災が神戸市民にもたらしたもの—

毎週金曜日の夕方、「脱原発」を訴えて総理官邸を取りまく十数万人のデモは、いま確かな手応えをもって、この国を変革への道へと導き始めています。討論型世論調査、意見聴取会、パブリコメントに寄せられた「原発ゼロ」の声とも呼応し、「原発に依存しない社会へ」と舵を切ることを国民の総意とするには、あと一步というところまでできました。「非暴力」で、「アマチュア」で、「ボランティア」なこの民主的な改革は、この国を変える力になるでしょう。しかしこのうねりをつくり出す大切な一人ひとりのその声は、そもそも声なき声であったり、小さな小さな声に過ぎませんでした。いまこの国は、こうした一人ひとりの小さな声によって、変わろうとしています。この大切な、貴重な振る舞いは、「3・11」がもたらしたものです。

一方、阪神・淡路大震災から17年間向き合ってきたKOB Eに住む一人ひとりも、特別の思いを持って「3・11」と向き合ってきました。17年前、「もう、モノはいらん。ぜいたくはいらん」「水も、電気も、何もかもムダに使うとった」「これからは、自然をいじめんの、やめとこ」という詩を書いたのはKOB Eに住んでいた小学校6年生（女子）でした。

あの時、この詩を真摯に受け止めた私たちは、いま「3・11」を踏まえて同じことを問われていることを思い知らされました。いまこそ私たち一人ひとりが自省し、また、改めてライフスタイルを見直し神戸を変えることによって、官邸を取り巻く人たちとつながり、この神戸をも変えなければならないことを痛感します。

「3・11から1・17へ」と目線を変え、今日の日を、神戸を変える、神戸が変わる再生の第一歩としたい・・・・・・・・。

### 1. NPO・企業・業者をはじめとする市民の支援活動

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震（震災名は、東日本大震災）発生以来、神戸からは被災地NGO協働センターをはじめとするNPO・NGOのメンバーがこれまでの経験の蓄積を手し、被災地入りをし、継続的に支援活動を続けています。さらに、中小企業・業者の方も、物心両面の支援に取り組んでいます。

### 2. 東日本大震災は、阪神・淡路大震災の教訓をどれだけ生かしているか

#### (1) 復興と人権

GDPが中国に追い抜かれ世界第3位に転落したとはいえ、「経済大国の日本」で、巨大・広域・複合災害が発生すると、「毛布が足りなくて命を落とす」「やっとの思いで避難所に辿り着いたら、凍ったおにぎりしかなかった」と信じられない証言が被災地のあちらこちらから聞こえてきました。

阪神・淡路大震災後、仮設住宅での孤独死は233人を数え、餓死者も出ました。これらは氷山の一角ですが、いのちがないがしろになっており看過できないこととして、大きな問題となりました。阪神・淡路大震災から17年を経て、東日本大震災において発生した避難所での劣悪な生活環境を強いられるという深刻な事態をはじめ、その後仮設住宅での暮らしにおいても、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（日本国憲法25条1項）そして「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（同13条）と憲法に保障されていることとは程遠い事例が数え切れないほど見られます。

具体的には、「公的施設だから炊き出しができない」（災害救助法では、簡易調理設備をおくことができる）「1か月も砂の上に段ボールを敷いて寝ていた」「3か月を過ぎても菓子パンと前日のお弁当」……。枚挙に暇がありません。

新聞報道によると、ガソリン不足などが原因で流通がストップしていても、一方で岩手県には「3月12日、13日の週末、全国から医療チームが沿岸に集まってくれましたが、多過ぎて混乱していました」（「朝日新聞」2011年9月21日付、「耕論」小川彰岩手医科大学長の談）と、実に奇妙な現象が起きていました。「どうして、こんなことになるのか」と、歯がゆい事態が続きました。あれから1年6か月が過ぎた今、被災者の多くは“復興”という2文字とは程遠い日々を送っています。阪神・淡路大震災後、自助・共助の大切さを身にしみて感じてきましたが、2012年8月22日「消費税増税法」と抱き合わせで成立した「社会保障制度改革推進法」では、「社会保障の基本は、自助・自立の自己責任である」という従来の考え方に後退しており、あろうことか修正条文に付則された「公共事業推進」の一文を見ると、東日本大震災からの復興の実態が透けて見えてきます。こうして、人権がないがしろにされていくのだということを痛感します。

## （2）住まい・まちづくり

東日本大震災の被災地では、震災から7か月余りで避難所は閉鎖され、その後みなし仮設住宅を含む応急仮設住宅や民間借り上げ住宅などに移行し暮らし再建に向けて歩み始めています。また被災地外に転出して暮らす人たちは6万人を超えるという現実です。しかし、元々住んでいた地域の「復興計画」が進まないために、仮の住まいに住んでいても、将来の設計が描けず不安な日々を過ごさざるを得ません。

阪神・淡路大震災の教訓では、避難所から仮設住宅、仮設住宅から恒久住宅という単線型の住まいの考え方を見直そうとなっていました。今からでも遅くはありません。各々が今の暮らしの中で、終の棲家のあり方についてじっくりと考えることが必要です。新潟県中越地震の被災者は「焦らずに、じっくりと」と、述べていました。

一方、被災地域では再建に向けての動きが始まっています。政府の第3次補正予算が決まったことも後押しになって、被災者が中心となった、あるいは地方自治体が音頭をとって「再建協議」が始まりました。

阪神・淡路大震災の教訓は「大事なことは自分たちで決める」。可能な限り「あ〜でもない、こ〜でもない」と話し合い、まちづくりの主体は、被災者であることを忘れずに全員が同意できるまで熟議をしていくことが望まれます。

今回、応急仮設住宅に木造仕様が実現しました（岩手県住田町、宮城県山元町、福島県）。このことは今後の仮設住宅のあり方に大きく影響を与えるでしょう。災害後の地域経済の再建という視点で見ても、大手プレハブメーカーやゼネコンに丸投げするのではなく、地元産木材を使い、地元の大工さんが仕事をしての“木造仮設”の実現は、今後の持ち家再建や復興公営住宅のありように大きな影響を与えるでしょう。こうして地産地消を軸に、地域の資源（モノ、ひと、文化など）を有効に活用した循環型の暮らし方の実現をめざしたいものです。

## 3. 東日本大震災を踏まえ、社会はどのような方向に進むべきか

### （1）真の震災復興は、富の再分配の仕組みづくりから

リーマンショックで世界中の政府・国民が痛手を負い、回復の方策として「投機資本主義の終

焉」が叫ばれましたが、国際的にも国内的にもそれを規制するルールは作られませんでした。相変わらずのマネーゲームに世界中が振り回されている状態が続いています。復権したのは金融資本のみです。

国内をみても極端なデフレーションで実需経済は縮小する一方、富が一部の人に偏在する傾向はますます進んでいます。“1：99”です。そのような中で東日本大震災が発生しました。

阪神・淡路大震災後に兵庫県や神戸市が唱えた「創造的復興」は、市民生活を回復させることにはなりません。今回も「創造的復興」をめざすとされていますが、「強いものはより強く、弱いものは淘汰させる」という旧来の方策が、より一層強められようとしています。

今求められるべきは、疲弊している被災者が震災・原発事故で追い討ちをかけられている負担を少しでも和らげ、明日への希望を持てる状態にすることです。そのためにあらゆる手段を通じて、「富の再分配」を推し進めることです。

まず第1に税金の再配分機能の活用、応能負担を促進することです。また二重ローンの解消、中低所得層の減税は景気浮上にも役立ちます。消費税は典型的な不公平税制で、税金の再配分機能と敵対するものです。増税は論外です。これらの施策は、特区としてではなく、全国同時にやればより大きな成果を挙げることができるでしょう。

なお、今後インフレ基調の経済を望むべくはありませんが、少子高齢化が進んで「縮小」を基調とするも「衰退」を回避し、多様で新たな発展の領域を創り出す社会を求めていくべきでしょう。

## (2) 脱原発社会の実現に向けて

東京電力福島第一原発事故の被害により、原発が未来の世代にツケを残さない「持続可能な社会」と真逆のものであることを世界中に知らしめました。ドイツは「原発は倫理的なエネルギーではない」という理由で原発からの撤退を決め、イタリアも国民投票で原発建設を拒否しました。

日本でも東日本全体が被曝し、14万人が避難を続ける福島の人達が身をもって放射能が家族や地域のつながりを切り裂いた悲劇を告発した結果、人々の中に「原発とは共存できない」という意識が確実に広がり、多くの世論調査で原発反対は国民の7割以上を占めるまですべてになっています。

しかし、原子力ムラを構成する大企業や政治家の圧力に屈して日本政府は2012年6月、大飯原発再稼働を強行決定しました。しかし逆にそのことが人々に、「今の政治状況では我々の意見は反映されない」と決断させ、官邸前の20万人をはじめ、全国100か所以上で延べ100万人を超える人々が、自発的にデモに参加するようになっています。アラブの春やニューヨークの99%運動とも比較される国民運動の盛り上がりは、ついに日本政府に「原発ゼロをめざす」という決断をさせつつありますが、予断を許しません。来る総選挙を通じて、「脱原発依存」でなく、「脱原発」を選択する政府をつくる必要があります。

神戸市の矢田市長は2011年6月、「神戸も自然エネルギー開発には力を入れているが、今、原発を停止しては関西の産業活動が成り立たない」と発言し、関西の他の首長とのずれが目立っていました。市民の陳情や議員らの働きかけ、内部の討議などを経て修正され、同年7月には神戸市会において、「中長期的には原発に依存しない方向で再生可能エネルギーを開発していくことが大切」と発言。関西電力への要請や他の政令指定都市との連携も表明しました。

その結果、2012年6月に開催された関西電力株主総会では、中長期的な脱原発依存を求

めて議案を提案するなど脱原発を求める世論を受けて行動するまでになっています。しかし、脱原発や発送電分離などの電力改革を政府や関西電力に求める姿勢はまだ不十分であり、特に他の県内首長と連携して、いまだに脱原発を明らかにしない兵庫県の態度を変えていく行動が求められています。

また、福島第一原発事故を受けて社会全体が大きな転換を求められています。特に、巨大電力独占を頂点とするシステムによる生命を脅かす原発から、再生可能エネルギーを生み出す小規模分散型システムへの転換が必要です。

地方自治体はその改革をリードすることを大多数の市民は求めており、神戸市も全国の脱原発首長と連携して政策を打ち出すべきです。再生可能エネルギーや省エネを進める企業への支援や小水力発電など地域づくりとリンクした再生可能エネルギー発電プロジェクトへの支援などを打ち出すことが求められています。

### (3) 「高度経済成長志向型経済」政策からの脱皮

東日本大震災直後から、1900年代後半に日本の経済発展を支えた「高度経済成長志向型経済」政策に疑問が呈されています。一つはそのような政策により異常な赤字国債が累積し、国民経済を危うくしている現状を危惧してのものです。もう一つは外国との丸裸に近い経済競争を強いられているグローバル経済競争の下で、国民の経済生活そのものが危うくなっていますが、国民の税金を浪費しての大手の土建産業や重厚長大製造業のみを利する「高度経済成長志向型経済」政策は、国民の生活改善とは矛盾するものであると考えられるからです。

東日本大震災後1年半経った2012年夏現在、被災地はまともな復興が進んでいません。政府は復興のための政府資金を「高度経済成長志向型経済」政策に流用しつつあります。津波対策には効果の期待できない超大型の防波堤の再整備や問題の多い山地を大規模に切り盛りする高台住宅地整備の超大型土木事業に、ここしばらく仕事の少なかった大手ゼネコンが群がっています。さらに税を浪費しつつ国全体で大規模に土建事業を展開しようという「国土強靱化法案」（自民党）も成立がもくろまれています。

神戸市はかつてこのような国の「高度成長志向型」経済施策を先取りしモデル化されるような「都市経営」をしてきました。しかしその施策は無惨な失敗となりました。

これからの神戸市の経済的・財政的運営は、「高度経済成長志向型」ではなく、短期的な大発展は見込めなくてもコンスタントに市民本位の市政運営ができる「持続可能型」のあり方が求められます。市民の幸せな生活の実現を第一目標とした総合的に質の高い市政の実現をめざす必要があります。

### (4) グローバリズム経済の浸透や経済社会システムの変化から市民生活を守る

アジア圏に並ぶ低賃金水準を求めるグローバリズム経済の影響と、大企業本位にそれに対応する政府の経済政策の影響により、国民生活は多大な被害を受けています。特に若年層が大きい影響を受けていると言われています。全国的なデータでは、30代男性の二分の一が低収入のため結婚できず、そのような層の年収は300万円に届いていないとのこと。

このような国民の経済生活の改善は主要には日本国政府に責任がありますが、地方行政が頼りをして無責任を決め込んでいてよい訳ではありません。対応できる権能が少ないにしても市民生活を守る立場から、必要とされる対策を講じる必要があります。

考えられる対策には二つの方向性があります。一つは、市民の収入を生み出す市独自の産業

政策の有効な実施です。もう一つは、経済至上主義でなくても幸せに暮らすことのできる生活環境・システムづくりです。

神戸市独自の産業政策では、これまでの「山海へ行く」型の土建産業や重厚長大製造業依存のスタイルを無理なく改変していく必要があります。これから重視すべき産業のポイントは以下の通りです。

- ①農業そのものの振興、農業と都市市民との結合
- ②これからの発展産業である環境・省エネルギー産業の発展支援
- ③文化やまちづくりと結合した観光産業の育成

などが新しい産業施策の重点として検討される必要があります。

また、医療など社会保障関連の財政支出の経済効果（雇用を含む）は、大型建設事業に比べて大きいことは自明のことです。この自明の理に沿って直ちに社会保障関連重視の政策に転換すれば、市民の健康と生命を守るとともに、経済の再生にも寄与することができます。

「幸せに暮らすことのできる生活環境・システムづくり」としては、ブータンのような幸福度指数の考えも参考になります。

## II. 神戸市政の現状と課題、市民の取り組み

### 1. 阪神・淡路大震災後に唱えられた「創造的復興」はどうなったのか

住民の意向を聞かず、国や地方自治体・財界の一部の人たちのお声がかかりで行われた震災復興事業の多くは悲惨な結果をもたらしました。

#### (1) 上海・長江交易促進プロジェクトの終焉

阪神・淡路大震災からの復興のための特定復興事業「上海・長江交易促進プロジェクト」はその推進組織「日中神戸・阪神・長江中下流域交流促進協議会」を2012年3月末に解散しました。

プロジェクトは、「海や河川も航行できる専用船を用意し、長江流域の開発に必要な資材を神戸港から運び学術や文化交流を強化し、神戸に中国人街を設ける」（「神戸新聞」2011年5月28日付）というものでした。

元々、阪神・淡路復興委員会座長を務めていた下河辺淳元国土事務次官の裏づけない思いつきに、事業性をまともに検討もせず乗ったもので、中国側の状況も精査せず、長江流域の道路整備が進んだ影響で、船舶輸送の需要は伸びず、当初の推進組織は発足3年で解散、下河辺氏も退きました。

「需要を探り、事業を軌道に乗せる。そのために官民で分担を決め、時代の変化に合わせ内容を柔軟に見直す。大型プロジェクトを成功させるのに不可欠な努力は十分に行われていたのだろうか」と、「神戸新聞」の社説（2011年5月28日付）は疑問を呈しています。

特定復興事業として推進された「新産業構造形成プロジェクト」や「ヘルスケアパーク」も成果は挙がりませんでした。そして、誰一人としてその失敗の責任をとっていません。

#### (2) 神戸空港の現状と問題点

空港島建設事業（臨海部土地造成事業）での起債1,982億円（計画1,743億円）の償還が2009年度より始まりましたが、起債財源である土地売却、着陸収入が桁外れの未達成のため新都市整備事業会計からの融通で凌いでいましたが、2年目の2010年度において早くも一部返済の目処が立たず、償還予定額650億円の内200億円は借り替え、先送りをしました。2011年度、2012年度においても各200億円の目処が立たず、3年間で600億円借り替えをせざるを得なくなっています。今後償還すべき額は（借り替え600億円を含め）1,013億円あります。これとは別に、融通を受けた事業会計への返済すべき額は969億円に上ります。

起債の返済財源として空港島売却を目論んでいましたが、全くはかどっていないためです。2011年1月「ユーロコプタージャパンT&E社」が6,850㎡を約9億2,000万円で購入したと記録がありますが、それ以降はありません。

空港の管理収支も2011年度において、市債償還費を確保するため「新都市整備事業会計」から3億8,400万円を借り入れ、2012年度は7億5,300万円を予定しています。市債償還費は今後も増える計画であり、あてにしている「新都市整備事業会計」等の企業会計基金もポートアイランド2期・空港島の起債償還財源に事欠く状況です。

当初計画では2011年度の着陸・停留料収入として16億6,700万円を見込んでいましたが、実績では7億1,600万円と激減、開港2年目からの需要予測・収入見通しの甘さがこ

こにきてニッチもサッチも行かない状況に追い込まれています。起債返還の手として次にあるのは「市税投入」です。

さらに、危険な兆候は、各航空会社の搭乗率が急落したことです。原因は、提供座席数の約三分の二を占めるスカイマークが、関西空港から発進するLCC（格安航空会社）に対抗できず客を奪われたと見られています（「神戸新聞」2012年7月10日付）。

因に、スカイマークの2012年4～7月の搭乗率は以下の通りです。（ ）は昨年同期。

4月	5月	6月	7月
64.5% (66.0)	59.5% (70.1)	55.8% (67.5)	59.3% (73.2)

海上アクセスは、無料駐車場サービス・補助金投入で期間利益をあげた構図になっていますが、本業の海運業収益は全収益の約半分で、赤字体質であることには変わりありません。因みに、収益の残りは「その他事業益」と表示されていますが内容不明です。「外郭団体あり方検討委員会」によれば、同社の事業の公益性の内容として「国内旅客・訪日旅客の確保」以外に「危機管理対応サービスの提供」とありますが、これも内容不明です。

### (3) 医療産業都市の現状と問題点

医療産業都市は、企業の医薬品開発、医療機器・技術の開発に神戸市や国を挙げて援助するために特区を設定し、規制緩和を徹底して推し進め、開発への障害をなくすようにしています。それらを通じて神戸市の財政を安定化させることを目的としました。

医療産業都市の牽引役として「先端医療センター病院」が位置づけられています。同病院の役割の一つは「実験段階の医療を臨床に持ち込む」ことです。この病院で何かトラブルが起これば、「先端医療センター病院」横に2011年7月4日移転、外来診察を開始した中央市民病院が対応する仕組みです。

2014年4月に開設が予定されている神戸国際フロンティアメディカルセンター（KIFMEC）がもうひとつの柱です。なお、開院は当初2012年でしたが発表毎に遅れています。

ここは生体肝移植や内視鏡手術に特化した病院です。ここを世界中から富裕層をターゲットとした「医療ツーリズム」「移植ツーリズム」の拠点とすることが企図されています。

これが実施されれば、海外の富裕層は自費診療のため、金に糸目をつけず日本の医療資源を利用し、日本の富裕層もそれに同調するでしょう。一般の人もできる範囲でいい治療を受けるため一部自費診療を求めざるを得ません。混合診療の全面解禁に繋がります。しかしお金のない人々は自費の部分が支払われず十分な医療を受けられなくなることが予想されます。現在の国保制度は崩壊への道を歩むことになります。

神戸市は兵庫県とともに、医療産業都市をさらに進めるため2011年9月28日、「関西の自治体との国際戦略総合特区申請」で、「高度医療に関する権限委譲」という提案をしました。これは、高度医療を推進する神戸市・兵庫県が設置した第三者機関にその審査・認可の権限を与えるという仕組みで、医療の倫理・安全性からも問題とされています。

### (4) 新長田駅南地区復興再開発の現状と問題点

新長田駅南地区は、震災で焼失した区域も含め20haもの広大な面積に総事業費2,710億円、31棟の再開発ビル、3000戸の住宅、防災公園を中心とした道路等の都市機能の整

備、まさに夢のような安全で安心な理想的な復興再開発事業の都市計画と思われていました。

ところが、18年近く経った現在、まだ建物の立っていないいくつかの街区は特定建築者制度として民間に丸投げして神戸市の手を離れ、それ以外はほぼ完成しています。

再開発事業では、事業によって作られる元の地権者の権利床（管理処分床）以外の余った床を保留床として売却して事業が成り立つことになっています。ところが全床面積の約50%の保留床が売却できなかつたため、売れ残っている保留床を賃貸に出しましたが借り手がなかつたため、次の手として内装負担（工事費の半額・300万円まで）や3年間の家賃半額補助—これらの策は権利床を買った商店主にはありません—を行う優遇策をとりました。それでもなお借り手がない床が目立っています。

ところが、神戸市の資金計画は元のままで、すべての再開発事業を1本にまとめた特別会計で決算処理しており、新長田の再開発事業を特定できる決算資料を公表していません。今、情報公開請求の取り組みが精力的になされていますので、決算が明らかになるのは、時間の問題です。

大正筋に面した1階店舗でも相次いでシャッターが閉まり、地階や2階は南ほど閉まっています。因みに新長田再開発事業の市債残高は今でも約800億円残っています。これは保留床が売れておればゼロになっているものです。

神戸市はこの事業の建物管理と保留床の処分を「新長田まちづくり会社」（事実上の第3セクター）に任せています。この会社は神戸市が出資し設立したものです。ところがその管理をめぐり商店主（区分所有者）に不信を抱かせ、軋轢が生じています。

管理費のうちの防災センターの費用負担が、「住宅1に対して店舗9」になっていることが判明したため、著しく公平性を欠くと2012年1月、商店主らはいままでの過払い金（3億円）の返還を求める裁判を神戸地裁に提起しました。この裁判の原告には全区分所有者90数人のうち52人が参加しています。

また、管理費の使途も不透明でいたるところで問題が噴出しています。これは、区分所有法に定められている建物の「管理者」を管理会社と同一とする神戸市が決めたこの新長田方式（第3者管理方式）がもはや時代遅れで破綻しており、不明朗な管理費と管理業務怠慢で商店主のやる気を喪失させ、活性化を妨げている要因のひとつになっています。

新長田地区のまちの活性化には、今日まで多くの人々があらゆる方法を駆使して取り組んできています。とりわけ「鉄人28号モニュメント」や「三国志館」、「アニタス神戸」はその象徴と言えます。そして、毎週のようにイベントが開かれています。なかなか効果が生まれていません。神戸市や新長田まちづくり会社によって、管理費問題などに見られる不正常的な事態がつくられたことにより、住民が主体となり、挙って取り組める基盤が喪失させられてしまっているからです。

JR新長田駅前のジョイプラザのキーテナントである大丸が2013年1月、閉店します。状況はますます厳しくなっています。

いまこそ神戸市は、商店主の声に耳を傾けどうすれば活性化するのか、また正常化できるのか、何がそれを阻んでいるのかを認識し、救済策を実行しなければなりません。

## **(5) 「借上公営住宅」からの追い出し問題**

阪神・淡路大震災後の復興公営住宅として、民間住宅やUR住宅が借り上げられ、多数の被災者が入居していますが、いま、兵庫県や神戸市は20年の契約期間が終わるという理由で、

転居を迫り、実行に移しています。被災者の声も聞かないままに、立退きを迫るのは、高齢の被災者の健康や安心、そして幸福を脅かす重大な問題です。

仮設住宅解消までの5年間、被災者の孤独死は233人、復興公営住宅入居開始からの12年間の孤独死は717人、合わせて950人を数えています。孤独死が多発する中で、復興住宅でのコミュニティが大切だということは、阪神大震災で明らかになった重要な教訓です。震災から17年も経て、“住まいの安心・幸福”破壊が自治体行政の手によって脅かされる事態が引き起こされています。

## 《兵庫県と神戸市の施策》

兵庫県は、2010年末から1年余り方針が定まらずに、入居者に困惑を与えています。井戸敏三兵庫県知事の2回の買い取り表明（2010年12月28日、11年1月8日）⇒移転促進（11年8月22日）⇒入居者の意向調査結果の発表（11年12月8日）、方針模索など、漂流しているかのようです。

井戸知事が明言した「買い取り検討」方針が7か月後に後退し11年8月22日、早期に移転する場合、支援金に上積みするとの住み替え誘導策を打ち出しました。その結果、56世帯が移転。ところが同年12月8日、入居者の意向調査の結果が明らかになると、12年1月に医療や福祉などの専門家らによる「検討会」を設け、2012年度中に方針をまとめると言い出しています。

神戸市は、兵庫県より一足早く2010年11月から住み替え方針の説明会を開始し（1回目）、11年春と秋、12年春、合計4回の実施しました。この4回で、全戸対象の一巡目の説明会と移転促進を行い、結果、123世帯が移転しました。

2011年5月11日、住み替え策を実行しながら行った入居者の意向調査結果では、回答した世帯の65%が市営住宅への入居を希望していることがわかりました。

兵庫県も神戸市も、阪神・淡路大震災から16～17年も経った時点で、被災者に大きな不安を与えているのです。復興の過程における行政などによる不十分または誤った政策で惹起される災害＝復興災害そのものです。

## 2. 市民の暮らし

### (1) 神戸市政と中小企業

近年の神戸市政の産業政策の特徴は、医療産業都市の推進に特化しています。本来、地場産業の育成と発展を計画していくのが地方自治体ですが、神戸市にその観点はほとんどありません。仮に旧来の地場産業への施策を転換せざるを得なくなったのであれば、新しい産業政策への転換を明確にして推進すべきですが、それはありません。

このような無策な神戸市政のもとで中小業者はさらに苦難に陥っているのが現状です。市内の事業所数は1991年の8万5,737から2006年には7万2,788に減少しています。とりわけ従業員1～4人規模の減少が大きく、68.9%から60.1%に減少しています。

以下、いくつかの象徴的な問題点を見ていきます。

### 《小規模工事助成制度の創設を》

今、全国の自治体で小規模工事助成制度が次々に創設されています。兵庫県下でも明石市を

はじめいくつかの自治体で実施されています。市民の住宅などの修理に対し、行政が20万円～30万円程度の助成をして、中小業者に仕事を回していこうという制度ですが、その経済効果は、投下した資金の何倍にもなって市民に還元されていることが明らかになっています。こうした制度の創設を再三にわたって求められていますが、一顧だにする気配がありません。「要求があれば各部局に各自働きかけてくれ」という姿勢に終始しています。他の自治体で有効なことが検証されている制度を検討すらしようとしない姿勢は、傲慢以外の何ものでもありません。

この最悪の不況のなかで、融資制度のありようはまさに人体における血液の役割を果たす重要なものです。この間、神戸市の融資制度は、一つの矛盾を抱えています。それは国の保証制度の矛盾が根底にあるのは事実ですが、それを突破してでも前に進めたいという姿勢が見受けられません。そのため従来1,250万円まで受けられた制度融資が500万円までしか受けることができなくなっているのです。業者には大きな融資の制約です。兵庫県保証協会などに強く働きかけて1日も早く打開すべきです。

#### 《納税者を維持・増加する施策を》

神戸市は財政困難を理由に、あたり前のように市税や国民健康保険料、固定資産税などの督促と差し押さえを強めています。生活を維持していくことすら大変な業者の言い分に対し、まったく冷たい対応をとり続けています。業者にとっては市税等での差し押さえは、一切の融資の打ち切り、期限の利益の喪失を意味します。しかし、そのことを認識できていない役人がいとも簡単に差し押さえをするのです。そうすると、あとは廃業が待っているだけです。

廃業する業者、つまり失業者をつくり、結局生活保護受給者をつくるのと、営業を持続しながら、少額でも納税者を維持・増加していくのかの答えは明瞭です。役人のなかには、公然と「廃業したら」という者もいるほどです。神戸空港はじめ、失政による赤字を作り出している神戸市に、営業の有無を云々される謂われはないというのが業者の思いです。しかも結果として誰が失政の責任をとったのでしょうか？失政のつけを業者に転嫁させるなど許されないことです。

#### 《地域循環型経済への移行こそ》

地域循環型経済への移行が問題になっている昨今、相も変わらず大企業の誘致にあたふたとしている神戸市の姿勢は滑稽です。いったい医療産業都市でいくらの雇用が生まれ経済の乗数効果があったのか、市税の増加があったのかの検証が求められます。1人あたりの市民所得でも、可処分所得でも他の大都市と比較してかなり低い状態で推移している状況であるだけにいよいよこのことが求められています。

### (2) 市民の暮らしはどのように変化したのか

東日本大震災以前からの不景気が、震災でより深刻化しています。政府が打とうとする手立ては、相変わらず強いところを強くすることに主眼が置かれています。神戸市においても、医療産業都市を成功体験としたいようですが、市民の生活、神戸市の財政を好転させるものとはなっていません。

業者団体である民主商工会（民商）では兵庫県下の会員対象に、定期的に景気動向調査を行っています（リーブレポート）。それによると会員の対前期比（2008年10月～09年3月）

売上高の減少が78・3%、経常利益の悪化が69・7%となっています。また、前年同期比（2008年4月～9月）では売上げの減少が47・8%、経常利益の減少が60・9%となっています。

その原因が、勤労者の購買力の大幅な低下に起因しているのは明らかです。こうした現状の中で景気回復が望めるかといえ、きわめて厳しいと言わざるを得ません。勤労者の懐具合で業績が大きく左右される中小業者は、勤労者の手取りが増えることに望みを託さざるを得ません。それはとりわけ勤労者の賃上げや権利保障を求めるたたかいに連帯することが必要だということになります。

### (3) 中小企業・業者の暮らしを守るために

民主党は「控除から手当へ」をスローガンに有権者の支持を集めました。子ども手当の縮小をしながら、逆に年少扶養控除の廃止だけは決めました。さらに今後、配偶者控除の廃止なども検討しているようですが、手当もきちんとしないまま控除だけをなくしていきやり方は、だまし討ちのようなものです。

復興増税問題では「国民が平等に復興に手を差し伸べるべきだ」という雰囲気に乗じて、実は法人税だけは2%の減税をしようとしています。これも中小企業・業者や勤労国民にだけ負担を負わせるものです。

表1にある通り、輸出大企業の消費税還付額の大企業上位10社だけで8,000億円もの還付金を受け取っています。一方、1,000万円たらずの売上げしかない業者でも20万～30万円の消費税を払っているのです。

その結果どのような事態になっているかといえ、表2にあるように大赤字になっている税務署があるのです。

何れも輸出大企業を抱える税務署です。トヨタ自動車の城下町である豊田税務署などは1,616億円の赤字なのです。税金を徴収する税務署が赤字なのです。

見方を変えれば、消費税が大企業の事実上の補助金になっているのです。こうした実態は、マスコミでは報じられていません。

財政赤字だからということを利用して消費税引き上げを煽っていますが、こうした実態を多くの市民に正確に伝えていくことが求められています。

表1  
2009年分、消費税還付金上位10社（各社の有価証券報告書により筆者推算）

（単位億円）

順位	企業名	年間還付税額 (国税4%、地方消費税1% の合計、5%分)	年間売上高	左のうち輸出売上高 ( )内は輸出売上割合 (%)
1	トヨタ自動車(株)	▲ 2,106	8兆5,978	5兆0,746 (59.3%)
2	ソニー(株)	▲ 1,060	2兆9,360	2兆0,813 (70.9) ※3
3	日産自動車(株)	▲ 758	2兆8,991	1兆7,654 (60.9)
4	キャノン(株) ※1	▲ 722	2兆0,255	1兆7,492 (86.0)
5	(株) 東芝	▲ 721	3兆3,828	1兆8,571 (54.9) ※3
6	本田技研工業(株)	▲ 656	2兆7,177	1兆5,649 (57.6)
7	パナソニック(株) ※2	▲ 648	3兆9,266	1兆5,858 (40.3)
8	マツダ(株)	▲ 592	1兆6,515	1兆2,842 (77.7)
9	三菱自動車(株)	▲ 412	1兆1,488	8,743 (76.1)
10	新日本製鉄(株)	▲ 339	2兆1,521	6,822 (31.7) ※3
	合計	▲ 8,014		

※1 キャノン(株)の事業年度にかぎり平成21年1月1日～21年12月31日、他の会社はすべて平成21年4月1日～22年3月31日事業年度による。

※2 パナソニック(株)の貸借対照表関係注記に未収消費税等が51億3千万円あると書いてある。この数字は1か月分の還付金額と思われるので、これを12倍すればおよそ615億円となり、筆者の推算したパナソニックの年間還付金648億円と大差がないことがわかる。

※3 ソニー(株)、(株)東芝、新日本製鉄(株)の輸出売上割合は各社単独の輸出売上割合の開示がないため、連結財務諸表に記載のある割合を用いた。

表2

還付金が多く消費税収入が赤字の税務署一覧（平成19年分各国税局の資料から筆者作成）

順位	税務署名	赤字金額	備考、赤字になった主な理由など
1	愛知県・豊田税務署	▲1,616億円	トヨタ自動車の本社や関連会社があるため
2	神奈川県・神奈川税務署	▲468	日産自動車の本社などがあるため
3	広島県・海田税務署	▲341	マツダの本社があるため
4	東京都・麻布税務署	▲268	本田技研工業の本社などがあるため
5	大阪府・門真税務署	▲203	パナソニックの本社などがあるため
6	福岡県・直方税務署	▲181	東芝LSIパッケージソリューション※、トヨタ自動車九州などがあるため
7	大阪府・阿倍野税務署	▲133	シャープの本社などがあるため
8	愛媛県・今治税務署	▲127	ハリソン東芝ライティングや造船企業があるため
9	東京都・蒲田税務署	▲119	キャノンの本社などがあるため
10	静岡県・磐田税務署	▲68	ヤマハ発動機など輸出企業が多いため
11	静岡県・浜松東税務署	▲43	スズキの本社などがあるため
12	千葉県・茂原税務署	▲12	土地開発団地に輸出型企業が多いため
13	京都府・右京税務署	▲8	三菱自動車部品輸出、ロームなど精密機器産業が多いため

※直方税務署管内にあった東芝LSIパッケージソリューションは2010年に閉鎖。

中小業者と勤労者がともに手を取り合って、こうした社会の仕組みを転換させていくことが、中小業者の生き残っていく道と言えます。

市内では、兵庫区の平野市場が閉鎖されたように生活に身近な小売店の撤退は依然として続いています。三宮周辺の料飲店で客単価の減少が止まりません。こうした中で止むなく廃業する業者が後を絶ちません。

ある民商の会員数は、2009年には1,400人だったのがわずか数年の間に10%も減少しています。こうした中小業者数の減少傾向は、神戸市だけのことではなく、全国的にも共通しています。

神戸市において地域に根を張る中小企業・業者の数は圧倒的に多数を占めており、この層が着実に成長し生活がよくならなければ、市民全体の生活はよくなりません。神戸の安定成長と発展をめざす戦略を再検討しなければなりません。

神戸市は、神戸経済の要は業者であると位置付け、業者が仕事を創り出し維持するための支援策の抜本的強化を図るべきです。

#### (4) 放射能と市民生活

3月11日の福島第一原発事故によって、私たちは未曾有の放射能被害に直面しています。神戸市民は、外部被曝はともかく、食料の摂取を通じた内部被曝については、物流の全国性を考えれば当事者と言えます。政府が設定している1kgあたり500ベクレルという暫定基準は、欧米に比べて格段に高く、安全との保障はありません。とくに子どもに大きな影響を持つ学校給食については、万全の検査体制をとる必要があります。

神戸市もゲルマニウム半導体検出器を購入し2011年12月より運用を開始しましたが、調理済み給食を1週間分まとめて検査するため、子どもたちの食後に結果が判明する体制です。横須賀市などで実施されているような提供食すべての検査体制をとることが必要です。

また、被災地のガレキ広域処理については多くの市民の反対や議会の奮闘により兵庫県内での焼却処分の可能性はなくなりつつあります。

### 3. 市民の健康・福祉、まちづくり

#### (1) 神戸市立医療センター中央市民病院の移転

2011年7月4日移転、外来診察を開始した中央市民病院は、遠くなり、病床が減り、個室が増え室料負担が増えるだけが問題ではありません。

2009年4月、すでに地方独立行政法人に移行しています。これにより、公益性より収益性が重視され、議会のチェックは後退し、情報公開・住民監査が保証されず、住民自治が大きく後退、職員も公務員ではなくなり利益確保のためには、治療に必要な人員の削減も可能となります。

一方、中央市民病院の建設にはPFI方式で行ったため、質の低い管理がなされる危険性があります。また、2011年7月20日、緊急手術を受けた患者に対し、麻酔科医が酸素ボンベと二酸化炭素ボンベを間違え人工呼吸器に接続、一時心停止となった医療ミスによる事故がありました。

#### (2) 兵庫県立こども病院のポートアイランドへの移転計画

兵庫県は6月、「兵庫県地域医療再生計画(案)」の中で、現在須磨区高倉台にある「兵庫県立こ

ども病院」を、医療産業都市(市民病院隣接地)に移転することを明らかにしました。

兵庫県医師会役員からは、「元々現地建て替えて殆ど決まっていたのにポーアイに移転を急に決めたのはなぜか」「医療産業都市はバイオハザードの危険性がある。そこにこども病院をもっていくのは大問題」「兵庫県医師会は宮城県石巻市に応援に入った。同市では、津波で病院が浸かった。現在、須磨の高台にある病院をなぜ津波で浸かるかも知れないポートアイランドⅡ期に移転するのか。発想がおかしい」「阪神・淡路大震災で液状化などで孤立した場所になぜ移転するのか」という声が出されています。

神戸市医師会等は「読売新聞」(2012年4月8日付、朝刊)に移転見直しを求める意見広告を掲出しました。

こども病院は、小児の難病はもとより、周産期医療、小児救急の核として地域医療に貢献しており、現在地をポートアイランド2期に移転すれば、市民病院の移転以上に救急が不便となります。市民の生命を守る医師会の声を聞かずなぜ、ポートアイランド2期に移転するのか、兵庫県の意図がどこにあるのかを追及しなければなりません。

### (3) 中央市民病院跡地利用

地方独立行政法人神戸市民病院機構は、2010年11月中央市民病院跡地・建物の事業予定者を募集しました。3グループが応募し、社会福祉法人成晃会((財)神戸マリナーズ厚生会)が事業予定者に決定されました。

審査方法として、採点70点以上のみの審査通過者(1社のみ)の購入申し出価格(31億12万1,294円)を開札し、候補者を選定しました。そのため落選した2社の申し出価格は明らかにされませんでした。出来レースといわれる所以です。なお選定理由からは、どのような美辞麗句を入れるかで決まったことが考えられます(「神戸市立医療センター中央市民病院跡地活用に関するプロポーザルにかかる事業予定者の決定」より)。

神戸市は、中央市民病院移転の理由に、老朽化を挙げましたが、今回は耐震性には問題がないとしています。今回移転した理由として、工事中による非効率、騒音・粉塵などの迷惑、エレベーターの運転一部中止、駐車場使用の一部制限など「24時間365日市民の生命と健康を守る」使命を果たし続けるため移転が必要としています。

### (4) 国民健康保険制度の改変に見合った救済策を

高過ぎる国民健康保険料が家計に与える負担が年々大きくなっています。それは、保険料滞納世帯が約2割にもものぼることからも明らかです。その原因は、失業者の増加、国庫補助の減少といった構造的なものが大きいですが、神戸市独自の事情もあります。

一般会計からの繰り入れが政令指定都市の中で低い(2007年度の法定外繰入金が一人名あたり7,306円で17都市中11位)ことや減免制度が不十分(所得激減減免の対象が、ほとんどの政令市で3割減が対象の中で5割減が対象)であることなどが挙げられます。

一方で、現行の保険料計算方式が、各種控除後所得方式という弱者に配慮した方式になっていますが、国の圧力により他都市と同じ方式に変更されようとしています。現行の方式を守り、減免制度の充実などを通じて一般会計からの繰り入れを増やすことが重要です。

2013年から国民健康保険の保険料の仕組みが「旧但し書き制度」(旧但し書き方式というのは、保険料を決める際、所得から基礎控除のみしか引かない方式。現在は扶養控除や保険料などを控除している)に移行します。そうすると保険料が現在の数倍になることが明らかに

なっています。生きることすら厳しくなっている業者にとっては死活問題です。制度移行の中止、一般会計からの大幅な繰り入れ、減免制度の拡充などが緊急に必要です。

因みに『神戸市市統計書』によれば、神戸市民の勤労者世帯の実収入と実支出は、18政令指定都市のなかで実支出は最低、実収入は下から4番目。エンゲル係数は24%超で、これは京都について2番目の高さです。

#### (5) 兵庫県が開発した明舞団地の地域再生計画にも責任を果たせ

兵庫県は2003年度に明舞団地再生計画をつくり、オールドニュータウンと呼ばれる明舞団地(197.2ha)の県営住宅の建て替えやセンター地区のPFI方式による再開発などハード事業をすすめています。地元住民との接点として「明舞まちづくり委員会」を設けていますが、少子高齢化に伴う地域再生を謳いながら、コミュニティ形成を阻んでいる問題を放置するなど兵庫県の再生計画には多くの問題点があります。神戸市は、基礎自治体として住民の立場にたって明舞団地の真の再生のためにもっと積極的に関わらねばなりません。

例えば、問題の多い明舞団地北部の神陵台地区(1~9丁目・約7,000人)は、神戸市が所管する小学校区が神陵台小学校及び神陵台地区外の西脇小学校と長坂小学校(西区)に分断されています。神戸市が主導する「ふれあいまちづくり協議会」(ふれまち)は小学校区単位に分かれています。

兵庫県が神陵台の住民組織の代表として「明舞まちづくり委員会」の構成員としている「神陵台ふれまち」は、神陵台小学校区の代表でしかありません。2丁目の一部(1番)と5、8、9丁目も排除されています。しかもコミュニティ活動の拠点となる集会所等の公的施設も「神陵台福祉センター」ただ1つで、しかも名称に反して神陵台地区外の南多聞台1丁目にあり、そのうえ神陵台小学校区以外の自治会は原則として使えないという大変不便かつ差別的な状況になっています。このように、神陵台地区のコミュニティ形成を困難にしているのに、神戸市はこの問題を長年放置しています。

また、神陵台地区には神戸の市街地で唯一のオシドリ飛来地として残る「寒風池」がありますが、近年周辺開発(特に、神戸市がURに売却した旧舞子ゴルフ場跡地)の影響で水質をはじめ環境悪化が進行しています。市内にはこれらに似た事例は枚挙にいとまなく、せめて、環境アセスメントや条例に基づき環境保全やコミュニティ形成等に責任を果たすべきです。

### 4. 外郭団体の破綻の表面化と疑問視される処理方法

#### (1) 海上アクセス(神戸空港関連)

「みなと総局外郭団体の改革に関する中間報告書」によれば、過去は悪かったが2006年再開以来はよくなりつつある、となっています。過去の負の遺産(累損166億円)を処理すればよいという超楽観的な見方をしています。今まで黒字に見せるための無理をした努力が実って、現在の結果(2011年度予想△4,500万円)であることを忘れていません。

また、「関西空港と神戸空港を最短時間で結ぶ時間優位を持った独特のものであり、他の追随を許さない」と言います。これはポートアイランドに住む住民にのみメリットがあるということの別の言い回しに過ぎません。何らの公益性もありません。

公共性の問題では、「赤字のため民間で(この事業を)引き受けてくれない、だからやらざるを得ない」と、言います。結局、「関西空港及びその関連諸団体も、再開を強く希望したので、・・・再開した」「だから赤字でもやらなくてはいけない」というのが本音だと言えます。存在意義はそ

もそもなかったのです。

継続は、損がますます増える以外にありません。神戸空港とともに関西財界からも見捨てられた事業であり、破産するのが唯一の道です。しかし2012年2月16日、同社は民事再生手続きを申し立て、神戸市に142億円の損失をもたらしながら延命する方法をとりました。もともと必然性がない事業ゆえ新たな損失が予想されます。

## (2) 舞子ビラ

舞子ビラは、経営能力のない神戸市がホテル業を行い、銀行団(融資・信託)を儲けさせ、神戸市も上前をはねていたという代物です(2010年度累計：神戸市利益合計17億9,000万円、信託団6億1,300万円、ホテル△24億6,500万円)。

さらに、業績悪化後の2001年度、融資銀行が融資打ち切った時がやめるべきチャンスであったのに、顕在化を恐れたのか、2003年神戸市が尻拭いをして銀行に損をさせない損失補償契約を銀行と締結しました。当時、神戸市会においていかなる議論がなされたかの検証をしなければなりません。

信託制度は解消し、舞子ビラを賃貸か、売却することになりましたが、神戸市の銀行団への損失補償が101億円と過大な額となりました。

当時の責任者を明確にしてどう責任を負わせるかが必要です(参考：「舞子ビラ事業あり方検討委員会」)。

## (3) 神戸市住宅供給公社

これまで、住宅供給公社は、市民生活に一定の役割を果たしてきました。「都市計画総局外郭団体のあり方に関する中間まとめ」では、なぜ、2010年度で債務超過が約22億円となったのが明らかにされていません。「借上特優待事業が年間4億円以上の赤字で経営を圧迫している」とし、「震災後に建設した賃貸住宅等の多額の建設費用」も悪化の原因としています。

過去に、市会議決までに先に土地購入の部隊として神戸市当局が便利屋として使った経緯もあり、本来は暦年ごとに洗い直す必要があります。その内容に応じ、仕分けをし、不正も明らかにした上で方針を決めるべきです。しかしながら神戸市は、損失発生に至った中身を検証せず、銀行への損失補償として約240億円、その他をあわせ約300億円の市民負担を発生させる予定です。

## (4) 外郭団体への派遣補助金訴訟(神戸市の債権放棄)の現状

2011年9月17日、大阪高等裁判所は神戸市の外郭団体への人件費支出をめぐる住民訴訟(4次訴訟・東條健司氏ら)で、神戸市が債権放棄したことに対し、「議決権の濫用で無効」とし神戸地方裁判所に差し戻しました。

1次、2次訴訟の一審判決が、矢田立郎神戸市長らに約48億円を市に対して支払うように命じたところ、神戸市会が返還請求権を放棄する条例を可決しました。その後、同種の裁判で債権放棄の効力が争われています。

2012年4月20日の最高裁判所判決において住民側は敗訴しましたが、千葉勝美裁判長裁判官は、「一般に権利放棄の議決がされる場合、議会の裁量権の逸脱・濫用の有無に関する司法判断の枠組みの全体像を示したものであり、議会としては、基本的にはその裁量権であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみに処理することなく、その逸脱・濫用

とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである」との補足意見を述べています。

まだ終結していない裁判もあるため、今後も注視する必要があります。

## 5. 神戸市議会

神戸市会では「神戸市会活性化に向けた改革検討会」が設置され、①議決対象の拡大、②調査対象のあり方と100条委員会、③議会の再議決の扱い、④本会議の質疑のあり方（一問一答、反問権、議員間討議）等7項目にわたり検討されてきました。

2011年10月13日の第6回改革検討会では「市民参加の積極的な促進」をテーマに、①議会報告会、②請願、陳情、傍聴のあり方、③住民意見の反映について議論され、また10月27日には第7回改革検討会が開かれ、①議員政策提案条例の制定、②政務調査活動のあり方などが議論されました。これまでは専ら、議員間での議論でした。

議会改革はまさに全市民的課題です。過去15年間になされた2011件の陳情の内、採択されたのは6.4%に過ぎませんでした。「議会基本条例」を一刻も早く制定することを神戸再生フォーラム第11回総会（2011年10月23日）において求めましたが、その後、これまでにない早い対応がなされました。

### 《神戸市会—議会基本条例の成立》

2011年7月以来、13回の「神戸市会活性化に向けた改革検討会」の審議を経て、会派を超えた議員間の自由討議の形をとり、6月の議会において全会派一致で議会基本条例が成立しました。

内容は、前文総則と、1. 議員の役割、活動原則、2. 議会と市長の関係、3. 議会運営の原則、4. 市民と議会の関係、5. 議会機能の強化、6. 議会改革の推進、7. 政治倫理等、全般にわたり、時代の趨勢となった「議会基本条例」が成立したことはひとまず評価しなければなりません。

しかし手続的には成立の過程において市民の意見を聞く公聴会が開かれず、内容面においても不十分な点が残っています。何よりも現下の議会制民主主義の危機状況に対する厳しい認識と、ここに至った議会としての責任と反省が欠如しているためと言えます。

また、「市民」に向き合う姿勢の弱さが露呈し、パブリックコメントに対する市民の反応の弱さ（11人）からも理解されます。因みに、「市民と議会との関係」のうち重要な役割を果たすべき会議公開について、議会が「原則公開」とされながら、議会運営委員会が市民に非公開とされたことは、不合理かつ非民主的で「改革」を有名無実なものにしています。

積み残した重要課題が多く残された「議会基本条例」を早期に改善するとともに、「市民」・「議会」・「行政」3者間の緊張関係を取り戻すことが求められます。

### Ⅲ. 2013年神戸市長選挙に向けての基本姿勢

#### －「神戸は変わる。」「神戸を変える。」の一点で協働を－

2013年秋の第18回神戸市長選挙において、矢田立郎氏が4選をめざす可能性は少ないと言われていました。しかし矢田立郎市政は神戸の一部の人たちの利益を代弁しているわけで、間違いなくその後継者は出てきます。その時、神戸市政を変えようとしている市民の側が分裂していれば勝ち目はありません。「神戸は変わる。」「神戸を変える。」の一点で纏まることを追求していくことが基本です。

また、神戸市長の候補者選考の基準（案）は、以下の通りとします。

- ①市民目線を持っていること。
  - ②これまでの64年にわたる助役市長を変える強固な意思の持ち主であること。
  - ③経済的基盤の如何を問いません。
  - ④候補者の「思想・信条の自由」「信教の自由」など基本的人権は当然保障されなければならないこと。
  - ⑤候補者が、応援者・支持者を差別することなく、応援者・支持者の最大限の能力を発揮させる場を与える資質をもっていること。
- などです。

神戸再生フォーラムは、個人・団体とのつながりを大事にし、さらに多くの賛同者を募っていく活動をすすめていきます。なお、排除の論理はとりませんが、分裂策動に対しては毅然たる態度でもって立ち向かいます。

#### IV. 2012年度事業計画

##### 1. 神戸市政の再生をめざし、引き続き神戸市長選挙に取り組みます。

- (1) 2013年神戸市長選挙に向け、一層幅広い枠組みづくりに取り組みます。
- (2) 急遽、市長選挙が行われるような事態が生じて、緊急に対応できるように準備します。
- (3) 「候補者検討委員会」を設置し、候補者選びの準備をすすめます。

##### 2. 神戸市政分析をすすめ、新・「神戸再生プログラム」を策定します。

- (1) 2009年夏、第13次案までまとめた政策「神戸再生プログラム」をもとに、新たな政策／新・「神戸再生プログラム」を策定します。その第1次案を“第11回神戸市政フォーラム”（2012年9月16日）にて発表します。

##### (2) 政策策定の視点は、次の通りです。

###### ①現在の神戸市政が抱える各種の問題点を徹底的に明らかにします。

- ◆神戸空港問題.
- ◆海上アクセスの赤字問題.
- ◆ポートアイランド2期の用地処分問題.
- ◆外郭団体（第3セクター）問題.
- ◆六甲シンフォニーホール用地先行取得問題.
- ◆「借上公営住宅」問題.
- ◆駅前再開発問題（新長田駅南地区、阪神御影駅前等）.
- ◆地下鉄海岸線の赤字問題.
- ◆敬老パス問題.
- ◆市議会の機能問題（陳情、請願の処理）.
- ◆デザイン都市問題.
- ◆その他.

###### ②神戸市政を継承していくにあたり、できあがった「神戸空港」などの負の遺産の克服・廃止を含めどのように運営・管理するのかという施策を検討します。

###### ③地域（区）ごとのテーマでの活動をすすめます。各地域・区の特性を考慮して、まちづくりに関する研究をすすめ、活動します。

- ◆コミュニティの核としての市場の復活.
- ◆二つの面から見たマンション問題.
  - ・マンション近隣住民にとってのマンション問題⇒用途地域・地区計画.
  - ・マンション住民にとってのマンション問題⇒住環境改善・マンション住民自治.
- ◆自治会のあり方⇒区役所依存の自治会から地元住民が考える自治会へ.

###### ④全国の各自治体ですすめられている施策を参考にします。

- ◆税金の使い方、真のNGO／NPOとの協働、税と福祉.

3. 文化活動を強化するとともに、各界からの要請に応じて積極的に協力します。
4. 情報発信を強めるため、一層HP・ブログを活用するとともに、機関紙「神戸再生」の発行方法を変更します。
  - (1) HP・ブログの活用で、神戸再生フォーラムの最新情報を伝えます。日常的には、ブログやEメールにて情報を伝えます。
  - (2) 機関紙「神戸再生」は、緊急性・重要性を基準に発行します。
  - (3) 「情報発信委員会」を設置し、情報発信をすすめます。
5. 会員を大幅に拡大します。

地域（区）ごとの活動、政策策定の活動、神戸市政フォーラムなどの活動を通じ、会員拡大に力を注ぎます。目標を100人とします。
6. 「財政確立基金」を設置します。

脆弱な財政基盤を立て直すため、「財政確立基金」を設置します。目標を500万円とします。
7. 活動形態を見直します。
8. 現事務所を閉鎖します。

今後の活動形態によって事務局機能のあり方を検討します。なお、現事務所は、2012年10月末を目処に閉鎖します。
9. 2013年の定期総会までの運営については、次の通りとします。
  - (1) 「事業計画」の具体化は、代表・事務局会議とそれに次ぐ事務局次長会議にて行います。
  - (2) 代表・事務局会議にて、事務局長と事務局次長を選出するとともに、「候補者検討委員会」「情報発信委員会」など専門委員会の委員も選出します。

【資料1】神戸再生フォーラム会則

(附則2. 2005年3月 1日)

(附則3. 2006年4月 3日)

(改正 2006年4月 8日)

(改正 2006年4月28日)

(改正 2008年4月 6日)

神戸再生フォーラム会則

第1条(名称) この会は、「神戸再生フォーラム」(英文：*Kobe Renaissance Forum* 略称：*REKOBE*)という。

第2条(所在地) この会は、事務所を神戸市内に置く。

第3条(目的) この会は、「一人ひとりの市民が主役のまち神戸」の実現に向け、神戸のすべての問題を住民自治の立場で考えながら、神戸を再生する政策の策定に取り組み、神戸市民に提案していくことを目的とする。

2. 策定された政策の内容を神戸市民に正しくわかりやすくして広めるとともに、「一人ひとりの市民が主役のまち神戸」の実現のため、政策を実行していく人的・組織的準備をすることを目的とする。

第4条(事業) この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①調査・研究・政策・選挙工学に関する提言
- ②研究会・講演会・シンポジウム等の開催
- ③政策等に関する刊行物の発行
- ④各区の抱える問題と対策を区民とともに提言
- ⑤会の目的と共通する他の団体・個人との共同による提言
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業
- ⑦上記に必要な広報活動

第5条(会員) この会の目的に賛同し会の行事に参加の意思あるものを会員とする。

2. 会員名簿は会事務所に置く。

3. 会員は任意に脱退できる。

4. 会は、総会の承諾を条件として、半年以上にわたり連絡が取れない会員を除籍することができる。

第6条(会費) 会費は、年3,000円(一口)以上とする。

第7条(役員) この会に次の役員を置く。

代表	若干名
会計	1名
事務局	若干名
会計監査	1名

2. 代表・会計・事務局及び会計監査は、総会にて選出される。

3. 事務局に事務局長、事務局次長を置く。役員は会計補佐を置くことができる。

第8条(役員の任期) 役員の任期は就任1年後の定期総会開催日終了までとする。

第9条(代表) 代表は、会を代表する。

第10条(顧問) 会は、若干名の顧問をおくことができる。

2. 顧問は、憲法及び地方自治法の精神または国際的な住民自治の視野から会に助言を与えることができる。

3. 顧問は、役員が指名する。

第11条(運営) 会は、毎年1回定期総会を開催し、この会の方針、役員を選出を含む重要事項について審議・決定する。個別に重要事項を審議・決定する必要の都度、会員及び役員の申し出により代表が臨時総会を召集する。

2. 総会の方針に基づき日常の運営は代表・事務局会議で決定し、事務局が執行する。

3. 会のすべての運営は、出席者の過半数の意思をもって決定する。

第12条(区の会) 会は、神戸市内9区に、それぞれ「区の会」を置くことができる。設置について、代表・会計・事務局が決定し、事務局が執行する。

第14条(個人・団体の協力) 会は、第4条の事業を推進するために、会員以外の個人・団体の協力を随時求めることができる。

第15条(財政) 会費と会の事業、会員及び会の目的に賛同する個人・団体・法人による募金をもって運営する。

2. 会の帳簿は会の事務所(正本)に置く。会計の指定した場所に副本を置くことができる。

第16条(改正) この会則は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

以 上

#### 附則

1. 会の事務所は当面、神戸市灘区宮山町3-1-16 ステラ六甲202号に置く。

2. 2005年3月1日、事務所移転 神戸市灘区宮山町3-1-16 ステラ六甲111号。

3. 2006年4月3日、事務所移転 神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201号。

## 【資料2】神戸再生規約

### 神戸再生規約

- 第1条(名称) この会は、「神戸再生」(英文：REKOB E)という。
- 第2条(所在地) この会は、事務所を神戸市内に置く。
- 第3条(目的) この会は、住民自治の立場で神戸を再生する政策を策定し、その内容を神戸市民に広め、「一人ひとりの市民が主役のまち・神戸」の実現のため、必要な政治活動を行うことを目的とする。
- 第4条(事業) この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ①調査・研究・政策に関する提言
  - ②研究会・講演会・シンポジウム等の開催
  - ③政策等に関する機関紙・刊行物の発行
  - ④上記に必要な広報活動
  - ⑤その他目的を達成するために必要な事業
- 第5条(会員) この会の目的に賛同するものを会員とする。
2. この会の会費は年12,000円とする。
- 第6条(役員) この会に次の役員を置く。
- |            |                |
|------------|----------------|
| 代表         | 若干名            |
| 会計・会計職務代行者 | 各1名            |
| 事務局        | 若干名(10人を限度とする) |
2. 代表・会計及び事務局は、総会にて選出される。
- 第7条(役員任期) 役員の任期は就任1年後の定期総会開催日終了までとする。
- 第8条(代表) 代表は、会を代表する。
- 第9条(顧問) 会は、若干名の顧問をおくことができる。
2. 顧問は、憲法及び地方自治法の精神または国際的な住民自治の視野から会に助言を与えることができる。
3. 顧問は、役員が指名する。
- 第10条(運営) 会は、毎年1回定期総会を開催し、この会の方針、役員の選出を含む重要事項について審議・決定する。個別に重要事項を審議・決定する必要の都度、会員及び役員の申し出により代表が臨時総会を召集する。
2. 総会の方針に基づき日常の運営は、事務局にて行う。
3. 会のすべての運営は、出席者の過半数の意思をもって決定する。
- 第11条(協力) 会は、第4条の事業を推進するために、会員以外の個人・団体の協力を随時求めることができる。
- 第12条(財政) 会の事業、会費、寄付金、その他収入をもって運営する。
2. 会の帳簿は会の事務所(正本)と会計の指定した場所(副本)に置く。
- 第13条(会計年度) 会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。
- 第14条(改正) この会則は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

#### 附則1

- 第1条 本規約は、平成17年1月17日より実施する。

第2条 会の事務所は当面、神戸市灘区宮山町3-1-16 ステラ六甲202号に置く。

附則2 平成17年3月1日事務所移転

神戸市灘区宮山町3-1-16 ステラ六甲111号。

附則3 平成18年4月1日事務所移転

神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201号。

市民のくらしと神戸市政

神戸市政を市民の手に

—さらば助役市長！つくろう市民の市長を—

■日 時:2012年9月16日(日)PM2:30~5:00

■会 場:神戸市医師会館市民ホール

◆資料代:1000円

■内 容:新/政策「神戸再生プログラム」の発表

発表者:高田富三 神戸再生フォーラム事務局長

コメント:松本 誠 市民まちづくり研究所所長

1. 理念・ビジョン
2. 神戸市政の課題
3. 要求・政策
  - ①行財政/②経済・環境(交通、産業、まちづくり)/
  - ③くらし(医療健康、教育、福祉)/
  - ④平和、文化、まちづくり

■ 当日、午後1時~2時(フォーラム前)に

“神戸再生フォーラム第12回総会”を開きます。

こちらにもご参加下さい。

◎会 場:同 上

◎議 題:①2011年度の総括と情勢の特徴・課題

- ②2013年神戸市長選挙に向けて
- ③2012年度事業計画
- ④2011年度会計報告並びに会計監査報告
- ⑤2012年度予算
- ⑥2012年度役員

◆主催:神戸再生フォーラム◆ 650-0027神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201号

電話&FAX 078-371-4595/Eメール [k-saisei@coral.plala.or.jp](mailto:k-saisei@coral.plala.or.jp)/公式サ <http://www.rekobe.net/>



*Kobe*  
*Renaissance*  
*Forum*